

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第八十六号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十四号榮養士免許その他手数料徴收規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

榮養士免許その他手数料徴收規程中改正規程

第一條第六十二号「狂犬病予防接種手数料二百円」を「狂犬病予防接種手数料百五十円」に改め同号の次に次の四号を加え同條第七十七号の次に次の五号を加える。

- 六十二の二 犬の登録（鑑札の交付を含む）手数料 三百円
- 六十二の三 犬の鑑札再交付手数料 五十円
- 六十二の四 犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 三十円

昭和二十五年十一月二十八日 火曜日
第二千六百六十四号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

- 六十二の五 犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 三十円
- 七十八 ドライクリーニング師試験手数料 二百円
- 七十九 ドライクリーニング師試験合格証明書交付手数料 五十円
- 八十 ドライクリーニング師免許手数料 百円
- 八十一 ドライクリーニング師免許証書換手数料 三十円
- 八十二 ドライクリーニング師免許証再交付手数料 五十円

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年十一月一日から適用する。